

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

			資料番号	4-10	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法施行令	根拠条項	第37条の11において準用する第37条の6第2項	不利益処分の種類	指定情報公表センターに対する情報公表事務規程の変更命令	
○ <u>介護保険法施行令 (平成10年政令第412号)</u> (指定情報公表センターの指定等についての準用) 第37条の11 第37条の3、第37条の4第1項及び第37条の10の規定は指定情報公表センターの指定について、第37条の4第2項及び第3項、第37条の5、第37条の6、第37条の8並びに第37条の9の規定は指定情報公表センターについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。						
省略						
第37条の6第1項	調査事務の	調査事務規程	情報公表事務の	情報公表事務規程		
第37条の6第2項	前項	調査事務規程	第37条の11において準用する前項	情報公表事務規程		
	調査事務の		情報公表事務の			
省略						
(調査事務規程) 第37条の6 指定調査機関は、調査事務の開始前に、厚生労働省令で定める調査事務の実施に関する事項について調査事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 都道府県知事は、前項の規定により認可をした調査事務規程が調査事務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。						